

先端設備等導入計画の申請を受け付けます **【R7年3月末まで】**

# 中小企業の設備投資を支援します！

豊橋市導入促進基本計画及び国の導入促進指針に適合する先端設備等導入計画を策定し本市の認定を受けることで、設備投資のための支援(固定資産税の特例、計画に基づく事業に必要な資金繰り)を受けることができます。

※令和5年3月までの先端設備等導入計画とは要件が異なりますので、詳細はホームページをご確認ください。

**計画申請期限：令和7年3月末まで**

(※固定資産税の特例を受ける場合：令和7年3月末までに、本市の認定を受け、設備導入することが条件)

## ■ 先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業者

中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方です

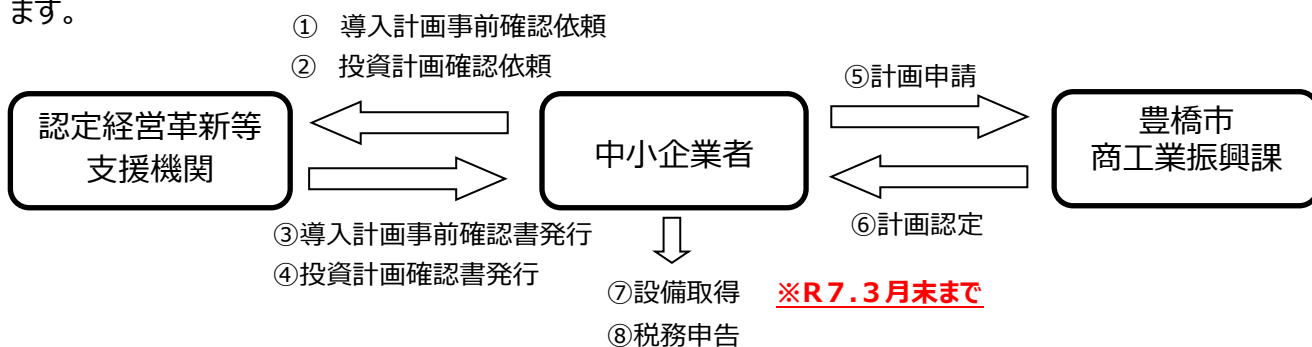
## ■ 先端設備等導入計画の要件

中小企業者は、計画期間内に、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現する計画を策定し、認定を受けることができます。

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3～5年間
労働生産性	直近の事業年度末比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備 ○機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○国の導入促進指針及び豊橋市導入促進基本計画に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること

## ■ 計画認定の流れ **【計画申請期限：令和7年3月末まで】**

市に計画を提出する前に、内容等について認定経営革新等支援機関の事前確認を受ける必要があります。



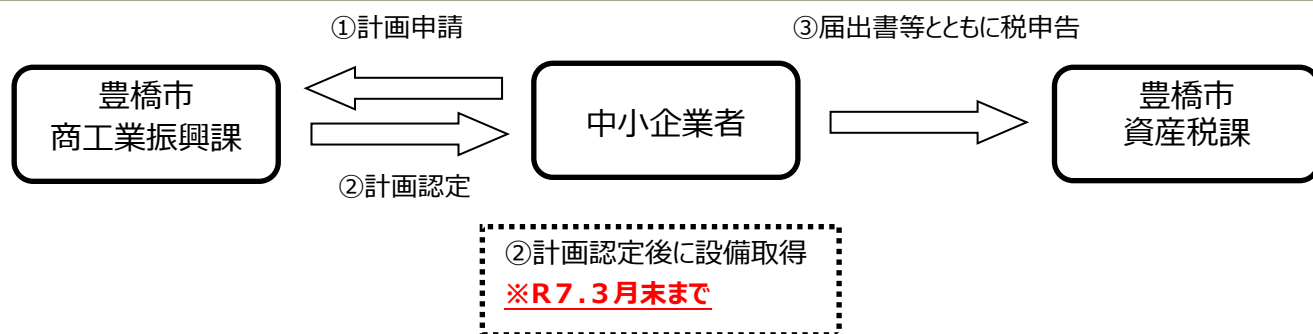
## ■ 固定資産税の特例

先端設備等導入計画の認定を受け、かつ以下の一定の要件を満たす場合、償却資産（固定資産税）の申告及び必要書類を提出することで、固定資産税の特例を受けることができます。

なお、豊橋市では、機械装置の取得に対する助成制度（中小企業振興助成金）がありますので、ぜひ併用をご検討ください。

対象者	①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人②資本又は出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人※大企業の子会社を除く										
対象設備	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された以下の設備										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">減価償却資産の種類</th> <th style="width: 50%;">最低取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>160万円以上</td> </tr> <tr> <td>測定工具及び検査工具</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	減価償却資産の種類	最低取得価格	機械装置	160万円以上	測定工具及び検査工具	30万円以上	器具備品	30万円以上	建物附属設備	60万円以上
	減価償却資産の種類	最低取得価格									
	機械装置	160万円以上									
	測定工具及び検査工具	30万円以上									
器具備品	30万円以上										
建物附属設備	60万円以上										
特例措置	①賃上げ表明無し：3年間、課税標準を1/2に軽減 ②賃上げ表明有り：4年間又は5年間、課税標準を1/3に軽減 ・令和6年3月末までに取得⇒5年間 ・令和7年3月末までに取得⇒4年間										
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。中古資産でないこと。										

## ■ 固定資産税の特例の流れ 【令和7年3月末までに、本市の認定を受け、設備導入することが条件】



## ■ お問い合わせ先

詳細はホームページをご覧ください、下記までお問い合わせください

### 先端設備等導入計画の策定等全般について

豊橋市産業部商工業振興課  
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地(東館10階)  
TEL 0532-51-2432 FAX 0532-55-9090  
E-mail shokogyo@city.toyohashi.lg.jp



(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/34516.htm>)

### 固定資産税について

豊橋市財務部資産税課（償却資産担当）  
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地(東館2階)  
TEL0532-51-2226 FAX 0532-56-5088  
E-mail shisanzei@city.toyohashi.lg.jp



(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/54464.htm>)